令和６年度第４回地方独立行政法人京都市立病院機構理事会　議事録（要旨）

○　日　時：　令和６年８月２７日（火）　午前１０時３０分から１２時００分まで

○　場　所：　市立病院北館７階ホール１

○　出席者：　理事長　　黒田　啓史
　　　　　　　理　事　　清水　恒広、岡野　創造、半場　江利子、長谷川　一樹、
　　　　　　　　　　　　能見　伸八郎、山本　みどり、白須　正、小畑　英明、
　　　　　　　監　事　　長谷川　佐喜男、中島　俊則
　　　　　　　事務局　　谷利経営企画局次長、川本経営企画課長

１　開会

２　報告事項

⑴　料金改定（訪日外国人旅行者等診療価格改定、文書料等の改定）について

資料１－１、資料１－２に基づき、事務局から報告。

○　面談料とは、セカンドオピニオンに関するものか。
→　交通事故の自賠責保険における後遺障害等級認定のため保険会社が医師との面談を求めた際の単価であり、セカンドオピニオンとは異なる。

○　訪日外国人旅行者は保険に加入されているのか。
→　日本人が海外旅行する際は必ず保険に加入しているが、訪日外国人については、必ずしも保険に加入されているとは限らない。

○　外国人患者の医療費については、漏れなくお支払いいただいているのか。
→　外国人患者の医療費については、１００％のお支払いとは言えないが、未払いが多い訳ではない。

○　訪日外国人旅行者等診療点数における設定価格について、もう少し高くしても良いのではないか。
→　診療療報酬点数を１点につき４０円については、他医療機関でも、そのような設定事例は未だ見受けられず、３０円で価格改定を行う。

○　日本在住の外国籍の方は今回の価格設定対象なのか。
→　今回の料金改定は、旅行などで短期的に滞在されている外国人患者が対象となる。

○　文書開示時の文書コピー料について、金融機関では手数料込みで何百円としているところもある。カルテ開示の際のコピー料金はどのような設定になっているのか。
→　コピー料金については、１枚１０円で設定している。

○　開示に関する料金設定は院内で決めているのか。
→　内規で決めており、物価の高騰など今後の社会情勢を見て検討していきたい。

○　近年、物価上昇が顕著になっている。本件以外にも価格改定を検討してはどうか。
→　今後も、社会情勢を考慮し、必要であれば検討していく。

○　訪日外国人旅行者等診療価格改定については、もう少し早くから検討しても良かった。今後も引き続き、様子を見て価格改定をするべきである。文書料については、特殊な診断書や証明書など、一番請求件数が多い項目の価格改定により収支にも良い影響となる。また、未収金発生防止の観点からクレジットカード決済には対応しているのか。

→　対応している。

○　クレジットカード決済は貸し倒れしにくい。病院で貸し倒れが発生するメカニズムについて、例えば患者が医療費を精算しないなどが挙げられるのか。

→　医療費の未払いについては、当院は患者の家にまで請求に行く等しっかり請求を行っているが、一定の割合でお支払いいただいていないケースもある。また、救急受診の際はクレジットカード決済の方が良い。

○　文書料の改定や訪日外国人旅行者等診療価格改定だけでなく、院内にあるレストラン等の他、貸出している施設賃料も改定検討してはどうか。

→　レストラン等はPFI契約になっており、直ちに改定しにくい。令和９年度にPFI事業の契約期間が満了を迎えるため検討していきたい。

⑵　**地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会結果報告について**

資料２－１及び資料２－２に基づき、事務局から報告。

○　「経営機能の強化」項目について、病床稼働率の低い診療科の稼働率改善による収支改善は病院の努力だけでは限界がある。公立病院の在り方について京都市と一体になって協議していかなければ解決はできない。それについて、京都市は理解しているのか、京都市としっかり話しをすべきである。

→　先日、京都市に決算報告をした際に、限られた時間で本質的な話しまでは出来なかった。京都市が市立病院の厳しい医療の運営面に対して、どこまで理解していただいているか分からない。

→　京都市も当院の経営について危機感を持っているのは事実であり、今後の経営改善についても連携して進めていく認識を持っている。その中で、まずは当院と京都市の窓口である保健福祉局で改善に向けた取組を進め、その上で市の上層部と協議していく予定。

○　保健福祉局と議論を行い、スピード感を持って上層部に成案を挙げていただきたい。

○　当院の経営状況について、改善の見通しが立たなければ、一般企業で言うところの危機的状況である。

→　今後も病院として当然努力は続けていくが、病院の努力だけでは収支改善が難しい状況にある。

○　評価委員会は、事務局から評価委員に説明を行い、質問があれば事務局に聞くという流れか。

→　評価委員会は京都市が主催であるため、事務局は京都市が努めている。機構もオブザーバー的に参加し、質問があれば対応している。

○　全国の公立病院において半数が赤字経営という新聞記事を拝見した。それは、公立病院の在り方の問題であると思うが、厚労省は具体的な方針を打ち出す動きはないのか。また、京北病院について京都市が改革を進めていくと聞いたが、その動きについて教えてほしい。

→　京北病院については、今年度から京北病院の在り方検討会を京都市が実施し、議論を行っている。全国の公立病院の８割近くが赤字経営であるのは、国の診療報酬制度の問題が根本にあると考える。

○　どこの病院も経営難になった際、最後は採算の悪い診療科を他病院に押し付ける。民間は採算取れる診療科に力を入れるが、公立病院は採算だけを突き詰める訳にはいかない。災害訓練や災害が発生

した際、それに見合う交付金はいただいているのか。

→　運営費交付金については市から一定額の交付を受けているが、日頃の災害訓練などを含めた経費全てについて、決して十二分ではない。

○　京都市長に決算報告をされた際は、院長と事務局長で訪問されたのか。

→　院長と副院長、事務局長で訪問し、京都市は市長、担当の副市長、保健福祉局長らが対応している。

○　窓口の京都市保健福祉局の局長と院長が課題についての共通認識を持ち、ベクトルを合わせていくべきである。

→　保健福祉局長とは直接やり取りできる関係性なので、今まで以上に連携を強化し結果を出していきたい。

⑶　月次収支報告（６月まで）

資料３に基づき、事務局から報告。

⑷　収支改善に係る取組状況について

資料４に基づき、事務局から報告。

○　収益について診療報酬の算定漏れをなくすことは大事である。診療報酬点数表も算定について曖昧な記載の仕方なので解釈するのが難しく、他病院と情報交換して初めて算定対象と把握することもよくある。

→　診療報酬点数表は算定について曖昧な記載の表現が多い。引き続き、算定漏れをなくし、とれるものはとれる姿勢で取り組んでいきたい。

○　資料に効果額があるものを足しただけでもざっと１億の増収になる。病床稼働率は１ポイント上げれば、どのくらい収益が上がるのかが分かると、目標稼働率に達してなお不足する額がいくらで目指すべき目標が決まる。また、項目を並べるのではなく、実際、どのくらい収益が上がるのかを明確にしていくことが大事である。

→　病院の努力による収益改善効果がどの程度あるのかは職員に伝えるようにしていきたい。

○　クリニックからの紹介手数料はとれないのか。

→　インセンティブによる医業収入は、診療報酬制度で決まっているので現実的に難しい。収支については経費が 37 百万増加しているが、そのうち委託料が 28 百万円増加である。病院機構全体が 15 億円の赤字である一方、委託企業は黒字となっている。

○　PFI 事業については専門家に入ってもらい契約を見直していく必要がある。

→　他病院でも PFI 事業が重荷という話しを伺っている。

なお、京北病院については、４月から６月までの収支は悪いが７月、８月は稼働率が改善しているのでまたご報告させていただきたい。

⑸　訴訟案件について

資料５に基づき、事務局から報告。

○　和解のため、賠償金はなしか。

→　その通りである。

３　その他

○　当院はトランスジェンダー患者に対する対応の体制は出来ているのか。

→　病棟は本人と相談し状況に応じて個室を使用することが多い。トイレ表示については多目的トイレ等、誰もが利用しやすい表示を検討している。

○　個室料金は発生するのか。

→　事前の相談時、個室料がかかることを説明させていただいている場合もある。

４　閉会